

廿日市市ケアマネジメントに関する基本方針

令和3年12月 福祉保健部高齢介護課

1 策定の趣旨

介護保険制度は、介護を必要とする人の「尊厳の保持」と、その人の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるような「自立支援」を目的として創設されていることから、介護保険が行う保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われなければなりません。

この保険給付の具体的なサービス内容を決定するケアマネジメントは自立支援・重度化防止等に資することを目的として行われるものであり、指定基準等においてこのことが規定されています。

今般、ケアマネジメントの在り方を、市、介護支援専門員、地域包括支援センター職員間で共有することにより、ケアマネジメントの質の向上及びより良い介護保険制度の運営を図るため、この基本方針を策定します。

2 基本方針

- (1) ケアマネジメントは、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅をはじめとする住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、生きがいや役割を持って自立した日常生活を営むことができることを目的として行われるものでなければならない。
- (2) アセスメントを行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等について、主治医等他職種からの専門的な助言、情報を収集し、多角的な視点で行わなければならない。
- (3) アセスメントを経て設定された目標を達成するために、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、インフォーマルなものも含め多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- (4) ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- (5) ケアマネジメントに当たっては、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定特定相談支援事業者、医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。
- (6) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、ケアマネジメントに従事する者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (7) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。